

## 許 可 条 件

- 1 財産を使用目的以外に使用してはならない。
- 2 財産を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 財産の原状を変更し、又は財産に工作物等を設置してはならない。ただし、市が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。
- 4 財産を使用するための必要費、財産に投じた有益費その他の費用を市に請求することはできない。
- 5 使用者の責に帰すべき事由により財産の全部又は一部を滅失若しくは毀損した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償する義務を負う。
- 6 財産の使用に伴い市に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負う。
- 7 財産の使用について、市が実地に調査し、資料の提出若しくは報告を求め、又は財産の維持管理のために必要な指示をしたときは、これに応じなければならない。
- 8 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、すみやかに財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。
- 9 次のいずれかに該当するときは、市は許可を取り消すものとする。市は、許可の取消しによって使用者に生じた損失を補償しない。
  - (1) 公用又は公共用に供するため、財産を使用する必要が生じたとき。
  - (2) 使用者に許可条件に違反する事実があると認められるとき。
  - (3) 許可申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - (4) 使用者が暴力団等であることが判明したとき。
  - (5) 宮前区役所パンフレットラック設置運用事業広告掲載契約の規定に違反したとき。
- 10 使用許可の更新を受けようとする場合は、許可期間満了の30日前までに申請をしなければならない。
- 11 住所又は氏名を変更したときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- 12 ~~財産の附帯設備等の使用に伴う光熱水費等(相当額)を負担しなければならない。~~
- 13 既納の使用料は還付しない。ただし、9(1)に該当する場合は除く。
- 14 許可期間中に消費税率等が変更になった場合は、当該税率等が適用される日以後の使用料を変更する。